

平成 23 年 2 月 28 日

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
住友信託銀行株式会社

中央三井信託銀行と住友信託銀行の日系非居住者向け貸出に係る
銀行代理業委託契約の締結について

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社傘下の中央三井信託銀行株式会社（取締役社長 奥野 順）と住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均）は、中央三井トラスト・グループと住友信託銀行グループの経営統合に先立ち、両グループの商品・サービスの拡充に向けて、今般、日系非居住者向け貸出に係る銀行代理業委託契約を締結いたしました。

注）統合持株会社「三井住友トラスト・ホールディングス」は平成 23 年 4 月 1 日付で発足し、「三井住友信託銀行」は統合持株会社傘下の 3 信託銀行（住友信託銀行・中央三井信託銀行・中央三井アセット信託銀行）の合併によって平成 24 年 4 月 1 日付で発足する予定です。

1. 目的

中央三井信託銀行とお取引いただいている法人のお客さまの海外拠点等における資金需要に対し、住友信託銀行の銀行代理店制度を活用して、ご融資を行うことにより、従来以上にお客さまのニーズにお応えするものです。

2. 契約締結日・業務開始日 平成 23 年 2 月 28 日

3. 活動エリア

銀行代理店の取扱店舗 : 中央三井信託銀行の事業会社向け貸出を取扱う国内 20 店舗
所属銀行の担当店舗 : 住友信託銀行の海外 4 拠点
ご融資の対象国 :

対象国	住友信託銀行の担当拠点
米国、カナダ、ブラジル、メキシコ等	ニューヨーク支店
英国、ドイツ、オランダ等	ロンドン支店
シンガポール、タイ、香港、オーストラリア、インドネシア等	シンガポール支店
中国本土（上海を中心とした沿海エリア）	上海支店

両グループでは、引き続き、相互の国内外拠点、業務ノウハウ・インフラおよび関係会社のネットワーク等を活用し、お客さま向け商品・サービスの拡充に努めてまいります。

以上